

第4節 計画期間

地域計画の上位計画となる次期「津久見市総合計画」は現在策定中で、その計画期間は令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間で設定される。地域計画の計画期間も総合計画の計画期間と同じ期間の10年間とする。

なお、計画期間前半の5年間が経過した後、文化財をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。「計画期間の変更」、「本市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」については、文化庁長官の変更の認定を受けることとし、それ以外の軽微な変更の場合は、その内容について、大分県及び文化庁へ情報提供する。

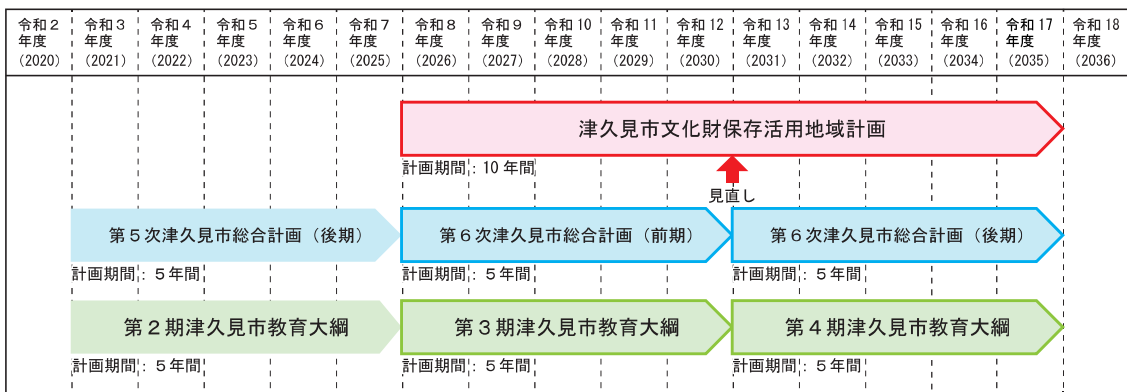


図2 計画期間